

備品借用仕様書

沖縄県栄養士会は、体験型栄養システムに係る備品の貸借について、借主に対し下記事項を厳守、同意することを条件とする。

第1条 使用貸借に当たっては、当仕様書同意後、備品借用申込書を提出するものとする。

第2条 使用貸借の期間を厳守するものとする。

第3条 当該体験型栄養教育システムに係る消耗品等の費用を負担し、当該備品を適切に管理するものとする。

第4条 当該備品を使用目的以外に使用してはならない。

第5条 当該備品を亡失又は棄損したときは、その損害はすべて負担するものとする。但し、借主の責に帰すべき事由によらないときは、この限りでない。

第6条 本仕様書に定めない事項については、別途協議の上これを決定するものとする。

平成 26 年 8 月 1 日

浦添市沢岬 2-23-1
沖縄県保健医療福祉事業団4階
公益社団法人
沖縄県栄養士会会長 下地 洋子